

いま一度、災害対策の見直しを



関東大震災が発生した9月1日は「防災の日」と定められ、災害について再認識する日とされています。昨年発生した能登半島地震では、最大震度7を観測し、甚大な被害がもたらされました。災害はいつ起こるか分かりません。一人一人が災害についての認識を深め、防災対策の見直しを行いましょう。

倒壊した家々(令和6年能登半島地震)

災害に対する備え

災害は、いつ、どこで起こるか分かりません。迅速・安全に避難するために、日頃から次のような準備をしておきましょう。

- 非常食・水・常備薬(各3〜7日分)、懐中電灯、モバイルバッテリー、消毒液、体温計、歩きやすい靴などを備える
- レトルト食品や缶詰などの食料品を多めに買っておき、賞味期限が近い物から順に使った後、その分を補充する
- 避難場所までの経路を確認する
- 家族などと災害発生時の安否確認の方法や集合場所を話し合う
- 携帯ラジオや地図を持ち歩く

災害時帰宅支援ステーション

左下のステッカーが貼ってあるコンビニエンスストアやガソリンスタンドなどでは、可能な範囲で水道水・トイレ・交通情報などの提供を受けることができます。帰宅経路上にな



いか確認しておきましょう。

自宅の災害リスクを確認

自宅が災害危険区域に当たるかどうかを、各家庭に配布した防災ハザードマップや、なりた地図情報などで確認しておきましょう。



なりた地図情報



防災ハザードマップ

災害時の避難行動

震災

地震発生時には次のことを心掛けましょう。

- 棚などの家具類から離れたり、机の下に隠れたりして身を守る
- 揺れが収まったら、台所やストーブなどの火元を確認する。
- 避難する時はブレーカーを切り、ガスの元栓を閉じる
- 職場や集客施設などが安全な場合は、その場にとどまる
- 災害用伝言サービスなどで家族の安否を確かめる
- 交通・被害情報などを入手する

大規模な災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始める、火災や落下物などにより負傷する危険があるほか、救

助・救急活動の妨げとなる場合があります。地震発生時には、むやみに移動しないようにしましょう。

土砂災害

崖崩れによる土砂は、斜面の高さの2倍または50メートル離れた場所まで届くといわれています。次のような前兆を発見したら、崖から離れ、危機管理課(☎20・1523、夜間・休日は☎22・1111)へ連絡してください。

- 斜面に亀裂ができる
- 小石が斜面からこぼれ落ちる
- 斜面から地鳴りが聞こえる
- 斜面から水が噴き出す
- 普段は澄んでいる湧き水が濁る
- 県と気象庁では、大雨で土砂災害の危険度が高まった場合に、土砂災害警戒情報を発表しています。特に崖の近くに住んでいる人は、この情報が発表されたら直ちに避難を始めてください。

浸水害

浸水害の恐れがある場合には、早めの避難を心掛けましょう。急な雨や浸水、夜間で避難することが危険な時は、自宅の2階などの高い場所へ避難してください。

災害時の情報収集

市では、防災・災害に関する情報を次の方法で発信しています。

防災行政無線

防災情報をいち早く、また一斉に伝えるため、防災行政無線で放送を行います。

防災行政無線は、

気象条件や生活環境などにより、聞き取りにくくなる場合があります。

あります。聞き逃した時は防災行政無線テレホンサービス

(0120・38・3

898)や、防災情報X、市ホームページ

なりたメール配信サービス

事前に登録したメールアドレスへ防災情報を配信します。

外出先でも重要な情報を逃さず入手できます。

配信される情報(選択可) Ⅱ 防災情報、防犯・安全情報、大気に関する情報、消防情報、防災行政無線の配信内容

無線の配信内容

対応言語 Ⅱ 日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法

下のQRコードを読み取るか「なりたメール配信サービス」登録用

なりたメール配信サービス



なりたメール配信サービス

避難所の場所と種類

アドレス(naria@sg.jp)に空メールを送信し、返信される案内に従い登録してください。

市が指定する避難先には「指定緊急避難場所」「指定避難所」「早期開設避難所」の3つがあります。

指定緊急避難場所

災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所です。主に小中学校のグラウンドなど、災害の種類別(洪水・地震・大規模な火事など)に指定しています。

指定避難所

災害の危険性がなくなるまで避難する場合や、自宅が被災して戻れなくなった場合などに滞在するための施設で、主に小中学校の体育館などを指定しています。

避難の対象者は次のような人です。

- 災害で住居を失った人
- ライフラインの被害により自宅での生活が著しく困難な人
- 避難指示などにより緊急避難の必要がある人

早期開設避難所

災害などの警戒時に、早期の避難を希望する人が一時的に滞在する施設として、地区ごとに開設されます。

開設する施設一覧

- 成田地区：成田小学校
- 公津地区：公津小学校
- 八生地区：八生小学校
- 中郷地区：中郷ふるさと交流館
- 久住地区：久住体育館
- 豊住地区：豊住ふれあい健康館
- 遠山地区：三里塚小学校
- ニュータウン地区：中央公民館
- 下総地区：下総みどり学園
- 大栄地区：大栄公民館

自主防災組織の結成を

災害発生直後は、公的機関による支援(公助)に限りがあります。自分の命は自分で守る(自助)という考え方に加え、地域住民同士で助け合うこと(共助)によって、被害を軽減することができます。

市では、住民が一体となって自分たちの地域を守る「自主防災組織」の結成を推進しています。現在、市内では、区・自治会・町内会などを単位とした141の自主防災組織が結成され、日頃から避難訓練や救出訓練などの防災活動に取り組んでいます。

まだ結成されていない区や自治会などは、自主防災組織の結成を検討してください。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

警戒レベルに基づいて避難行動を

風水害時に住民が適切な行動を取れるよう、避難情報などを5段階の警戒レベルで発表・発令します。ただし、警戒レベル5「緊急安全確保」は市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令される情報ではありません。警戒レベル4「避難指示」が発令された時点で、危険な場所から必ず避難しましょう。

警戒レベル3

高齢者等避難

避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は危険な場所から避難する。それ以外の人も避難の準備をする



警戒レベル4

避難指示

対象となる地域の人、速やかに危険な場所から全員避難する



警戒レベル5

緊急安全確保

すでに災害が発生、または発生直前で、安全な避難ができず命が危険な状況であるため、直ちに身の安全を確保する

